

# 盛岡市認定事業者融資優遇制度

盛岡市では、下記対象事業者のうち、市長の認定を受けた者が「盛岡市中小企業融資制度」または「市で利用者に対して支援を行っている岩手県中小企業融資制度」を利用する場合に、保証料を全額負担します。

## 1. 対象事業者

- (1) 市内の伝統産業事業者  
南部鉄器、岩谷堂箆笥、浄法寺塗、秀衡塗、紫根染、南部古代型染、ホームパン等の伝統産業に係る事業を営むもの、または市長が認めるもの。
- (2) 盛岡市関連施設入居者  
盛岡市産業支援センター、盛岡市産学官連携研究センター、盛岡市新事業創出支援センター入居者

## 2. 対象資金

- (1) 盛岡市中小企業者年末資金
- (2) 盛岡市開業資金
- (3) 岩手県商工観光振興資金
- (4) 岩手県小規模小口資金
- (5) 岩手県特別小口資金

◆盛岡市認定事業者融資優遇制度を利用するには市長の認定が必要です。

金融機関への融資申込と同時に、市ものづくり推進課へ「盛岡市商工振興資金保証料補給認定申請書」を提出し、認定を受けてください。(詳細裏面)

### お問合せ先

盛岡市商工労働部      ものづくり推進課   工業振興係

住所：〒020-8531 岩手県盛岡市若園町 2-18      盛岡市役所若園町分庁舎 1階

電話：019-626-7538、019-626-7551      ファクス番号：019-626-4153

## 盛岡市認定事業者融資優遇制度活用の手順

- ①金融機関にて融資申込を行ってください。
- ②ものづくり推進課へ「盛岡市商工振興資金保証料補給認定申請書」を提出してください。  
代理人が提出する場合は委任状が必要となります。  
《添付書類》
  - (1)申請者の概要
  - (2)融資申込書の写し
  - (3)【法人企業】直近の決算書  
(決算から6ヶ月以上経過している場合は直近の残高試算表も添付願います)  
【個人企業】青色申告書または白色申告書の写し
  - (4)盛岡市関連施設入居者については、施設入居許可証の写し
- ③市で審査後、申請者へ「盛岡市商工振興資金保証料補給認定書」を交付します。
- ④「盛岡市商工振興資金保証料補給認定書」を添付して、岩手県保証協会に保証申込を行ってください（金融機関に提出していただいても結構です）。
- ⑤融資に際して付される信用保証料を市が全額負担します。  
※信用保証料につきましては、市が岩手県保証協会へ直接支払います。中小企業者の皆様の負担は一切ありません。